

**2017 春季生活闘争
第1回中央闘争委員会 確認事項**

I. 最近の特徴的な動き

1. 至近の経済情勢について

政府が12月8日発表した2016年7-9月期の四半期別GDP速報(2次速報値)によれば、実質GDP成長率が前期比0.3%増、年率換算で1.3%増となり、1次速報の前期比0.5%・年率2.2%から下方修正された。内訳をみると、設備投資が横ばい(前期比0.0%)から減少(▲0.4%)に下方修正されており、個人消費と公共投資は上方修正だったが、内需は依然停滞している。

また12月14日に日銀が発表した12月の短観によれば、輸出関連企業の改善が寄与して、大企業・製造業の業況判断指数(DI)はプラス10で、6四半期ぶりに改善した。消費関連の業況DIは「小売り」「対人サービス」いずれも悪化しており、国内消費はなお弱いことを示す。消費拡大に向けて賃上げの重要性が増している。

アメリカ連邦準備制度理事会(FRB)は12月14日、雇用の堅調な伸びや物価上昇を受けて、政策金利を0.25%引き上げて誘導目標水準を0.5~0.75%とすることを決め、15日付けで実施した。

今後とも、国内外の政治・経済動向を注視していく必要がある。

2. 臨時国会における法案成立状況

12月17日(土)に閉会した第192回国会においては、「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)承認案および関連法案」や「国民年金法等改正法案」など、いずれも国民生活に直結する重要法案が中心テーマとなったが、拙速・強引な運営もあり、国民の不安や懸念が払拭されたとはいいがたい。政治に対する国民の不信感をさらに募らせる国会となった。

極めて問題の大きい「高度プロフェッショナル制度」創設や裁量労働制の対象拡大などが含まれている労働基準法等改正案は、継続審議となった。連合は引き続き、労働時間の上限規制や勤務間インターバル規制の導入など長時間労働是正に資する法規制の強化に向けて、国会への対応をはかっていく。

3. 政府による中小企業の取引条件改善に向けた法令強化の動き

12月14日、公正取引委員会および中小企業庁は、下請を含めた中小企業の取引条件改善に向けた基準や通達の改正を行った。

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準は13年ぶりに改正され、下請代金減額や買ったたたきなど違反行為の事例が大幅に追加された。「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正によって、とりわけ親事業者が取り組むべき内容が示された。また下請代金の支払手段についても、「できる限り現金にする」等を関係事業団体に要請する公正取引委員会事務総長と中小企業庁長官の連名の通達が同日発出された。

II. 当面の闘い方

1. 構成組織における 2017 闘争体制の確立に向けて

構成組織は、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を通じて「経済の自律的成長」「社会の持続性」の達成をはかる。とりわけ「大手追従・準拠などの構造の転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させるという内容に沿って、それぞれ闘争方針と闘争体制を確立していく。

2. 共闘連絡会議の開催

部門別共闘連絡会議は参加構成組織の要求内容を把握した上で、適宜第1回書記長・事務局長会議を開催し、より主体的な闘争を進めるために情報交換および情報開示を進めていく。単組の要求策定に資するよう、「中核組合」「先行組合」「中堅・中小組合」の確認を早期（1月中）に行った上で、2月初旬に「中核組合の賃金カーブ維持分・賃金水準」および「代表銘柄・中堅銘柄」を開示できるよう準備を進める（詳細別途周知）。

3. 「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組み

2017 春季生活闘争において実現をめざす重要な目標である様々な格差（企業規模間、雇用形態間、男女間など）の是正をめざし、実効性ある取り組みを行うための準備を進めていく。構成組織においては、最低到達水準を確保する点検を行う。地方連合会は、連合リビングウェイジに基づく最低到達水準、および地域ミニマム運動に基づく地域の職種別賃金相場を広く開示し、地場の賃金相場の社会的波及を進める。

4. 職場点検活動の実施

単組は、「2017 春季生活闘争 職場点検チェックリスト」（12月12日付け@RENGO第14-01425号掲載済み）も用いながら職場点検活動を行い、法律・労働協約の遵守や安全問題への対応を徹底させ、公正なワークルールの確立をめざす。また、2017 春季生活闘争方針を踏まえ、長時間労働の撲滅に向け年次有給休暇の取得促進や支部単位での労使コミュニケーションの強化などに取り組むこととする。

5. 社会対話の促進

連合本部は経団連とのトップ懇談会等、経済団体との協議を通じて労働側の主張を明確にしていくとともに、「クラシノソコアゲ応援団！RENGO キャンペーン」と連動し広く社会に向けてアピールする。

地方連合会は、開かれた春季生活闘争の実現に向けて、地域活性化や人財確保など地域の課題をテーマとした「地域フォーラム」を開催するべく、実施に向けた諸調整を促進する。

6. 組織拡大の取り組み

構成組織は春季生活闘争の中で、パート・有期契約労働者など企業内未組織労働者の組織化と子会社・関連会社などでの集团的労使関係の構築に取り組む。

7. 2月末までの要求提出と回答引き出しに向けた交渉配置

構成組織・単組は２月末までに要求を提出し、共闘連絡会議第１回全体代表者会議（１１月２５日）において確認した以下のゾーンでの回答引き出しに向け、精力的に交渉を進める。

- 第1 先行組合回答ゾーン 3月13日(月)～17日(金)
【ヤマ場 3月15日(水)】
- 第2 先行組合回答ゾーン 3月20日(月)～24日(金)
- 中堅・中小集中回答ゾーン 3月25日(土)～31日(金)

具体的な戦略・戦術については、交渉状況等を踏まえ、別途確認する。

Ⅲ. 当面の日程

1. 機関会議

2016年 12月 22日	第1回中央闘争委員会（第15回中央執行委員会後）
2017年 1月 16日	交通・運輸共闘連絡会議第1回書記長・事務局長会議
17日	第2回戦術委員会（第20回三役会後）
19日	第2回中央闘争委員会（第16回中央執行委員会後）
25日	流通・サービス・金融共闘連絡会議第1回書記長・事務局長会議
30日	化学・食品製造等共闘連絡会議第1回書記長・事務局長会議
2月 1日	インフラ・公益共闘連絡会議第1回書記長・事務局長会議
14日	第3回戦術委員会（第21回三役会後）
16日	第3回中央闘争委員会（第17回中央執行委員会後）
23日	金属共闘連絡会議第1回書記長・事務局長会議

2. 諸行動

2017年	1月～2月	経営者団体との協議
	1月 10日	「2017連合白書」説明会
	2月 3日	2017春季生活闘争 闘争開始宣言2・3中央総決起集会
	9-11日	～雇用の不安・雇止めの不安はありませんか？～パート・ アルバイト・契約・派遣などで働くみなさんのための連合 労働相談ホットライン
	3月 6日	2017春季生活闘争・政策制度 要求実現3.6中央集会（仮）
	8日	2017春季生活闘争 3.8国際女性デー全国統一行動・中央 集会
	31日	2017春季生活闘争 共闘推進集会（仮）

以上